

令和8年1月28日

取扱業者 御中

支出負担行為担当官
鹿児島県警察会計担当官 岩瀬 聡

オープンカウンター方式による随意契約の実施について
下記の案件について、オープンカウンター方式による随意契約を実施いたします。

記

- 1 見積事項
複合機賃貸借に伴う複合機レンタル代金、複写サービス代金及び機器設置・撤去料金単価契約
 - (1) 設置場所
鹿児島県警察学校
 - (2) 年度間使用見込枚数
101,000枚※ 見込枚数は変動する可能性があり、その数を約束するものではない。
- 2 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 見積条件
 - (1) 機器仕様等については、別紙1「仕様書」のとおり。
 - (2) 消耗品(コピー用紙を除く。)の補給及びメンテナンスについては業者負担とする。
 - (3) 契約方法は、1月当たりの複合機レンタル代金、1枚当たりの複写サービス代金及び設置・撤去料金の単価契約とする。
 - (4) 耐用年数を超えていない複合機を設置するものとする。
 - (5) 撤去時には記憶装置(ハードディスク等)を引き渡すか、その中のデータを確実に消去し消去証明書を発行するものとする。
 - (6) 別紙2「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。
- 4 見積書提出期限
令和8年3月19日(木)午後2時
ただし、別紙3「機器等・役務リスト」を令和8年2月9日(月)までに5の場所に提出し、承認を受けた者が見積書を提出できるものとする。
- 5 見積書提出場所
鹿児島県警察本部警務部会計課
- 6 見積書提出方法
 - (1) 押印した見積書を提出する場合
郵送又は手渡し
 - (2) 押印を省略した見積書を提出する場合
電子メール(PDF形式のみ)、FAX、郵送又は手渡しのいずれか
電子メール又はFAXにより提出する場合には、送付時に担当者へ電話連絡をお願いします。
- 7 留意事項
 - (1) 見積書の提出をもって3(6)の誓約事項に誓約したものとする。
 - (2) 見積金額は、消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。
 - (3) 見積書には、所在地、法人名及び代表者名を記入の上、代表者印を押印すること。
押印を省略する場合は、発行責任者と担当者の役職、氏名(フルネーム)及び連絡先(固定電話番号)を記載すること。
- 8 その他
 - (1) 本件見積に係る契約は、令和8年4月1日に確定する。
 - (2) 当該業務については、見積書の提出をもって3(6)に示す事項に誓約したものとする。
 - (3) 契約決定業者は、速やかに契約書を提出すること。

連絡先

鹿児島市鳴池新町10番1号
鹿児島県警察本部 会計課 調度係
TEL 099-206-0110 内線2233
FAX 099-206-5560
MAIL kp-kai@pref.kagoshima.lg.jp

仕 様 書

1 見積者の義務等

- (1) 随意契約にかかる見積書提出を希望する者は、仕様を満たす機器等について、その機器等・役務リストを令和8年2月9日（月）午後5時15分までに、2に提出し、発注者のサプライチェーン・リスク対策の確認及び機能に関する承認を受けること。
- (2) 承認の是非については、電話等により通知するものとし、承認を受けた者が見積書を提出することができる。
- (3) 提出した機器リストについて説明を求められたときは、これに応じなければならない。

2 見積書提出場所

鹿児島県警察本部会計課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8566

3 見積書提出期限

令和8年3月19日（木）午後2時

4 仕様内容

仕 様 項 目	仕 様 内 容 等
1 基本機能	
(1) 規格	デジタル複合機であること。
(2) 形式	コンソール型又は専用台付きデスクトップ型であること。
(3) 機能	① コピー機能を有し、オプションとしてネットワークプリンタ機能及びネットワークスキャナ機能が付加できること。 ② 省電力モード時にプリンタの出力が可能であること。 ③ プリンタを付加するものにあつては、それぞれ出力場所の仕分けができること。
(4) 複写サイズ	最大A3サイズまで可能であること。
(5) 自動原稿送り機能	自動両面原稿送り機能を有していること。
(6) 用紙	① 古紙配合の再生紙に対応可能であること。 ② 片面使用済みの紙の裏紙使用ができること。
(7) 電源	100V15Aの1電源で付属品を含めて対応できること。
(8) ハードディスク	5GB以上利用可能なHDDを搭載していること。
(9) メモリ	128MB以上のメモリを搭載していること。
(10) 環境対応	① 国際エネルギースタープログラムに適合すること。 ② エコマーク（No155複写基準）適合のこと。 ※①～②のいずれかに適合していれば可
(11) 電波障害	VCCIクラスA又はクラスBに適合していること。ただし、クラスAの場合に、他の機器に障害が発生した場合は適切に必要な対策を講ずること。

仕 様 項 目	仕 様 内 容 等
2 コピー機能	
(1) 解像度／階調	600 d p i／グレイ256階調／モノクロ2値2階調以上の解像度を有すること。
(2) 給紙方法	給紙トレイは2段トレイ以上及び多重手差しトレイを有し、オプションで更に最大2段のトレイを追加できること。
(3) 回転コピー	回転コピー機能を有すること。
(4) 回転縮小コピー	回転縮小コピー機能を有すること。
(5) ソーター	① ソーターを装備し、デジタルソート機能を有すること。 ② オプションとして、ステーブル機能を付加できること。
(6) 縮小拡大率	縮小拡大率は、25%～400%の性能を有すること。
(7) その他	コピーデータ用にデジタル複合機のHDD又はメモリを利用すること。

仕 様 項 目	仕 様 内 容 等
3 ネットワークプリンタ機能	
(1) プリンタドライバ及びユーティリティ	① プリンタドライバ及びプリンタユーティリティは、Windows 7 / Windows 8 / Windows 10に対応し、ライセンスフリーであること。 ② プリンタドライバ及びプリンタユーティリティは、TCP / IPプロトコル (L p d) を利用し、パソコンから直接印刷が可能なこと。 他プロトコルは使用しないこと。 ③ プリンタドライバ及びプリンタユーティリティは、パソコンとデジタル複合機間で、ブロードキャスト等のネットワーク利用の妨げとなる印刷業務以外の通信を行えないものとする。 ④ プリンタドライバ及びプリンタユーティリティを導入したパソコン上での両面印刷指示が可能であること。また、両面印刷時の設定が左右見開きと縦見開きの選択が可能であること。 ⑤ プリンタドライバ及びプリンタユーティリティを導入したパソコン上での集約印刷指示が可能であること。
(2) フォント対応	① 鹿児島県で使用するフォント（平成明朝・平成ゴシック等及びストローク）を印字可能であること。 ② 鹿児島県で作成している外字フォントをフォントサイズに関係なく全て印字可能であること。
(3) プリンタセキュリティ	プリントデータ用にデジタル複合機内蔵のHDD又はメモリを利用すること。 また、プリントデータは、印刷終了後にHDD又はメモリに保存されず自動削除されること、又はプリントデータを自動的に暗号化すること。
(4) インターフェイス	100BASE-TX / 10BASE-Tの自動切換機能を持つネットワークインターフェイスを有すること。
(5) 解像度	1200dpi 相当以上の解像度を有すること（600dpi スムージング機能によるものでも可）。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。

また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて鹿児島県警察又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。